

重要なお知らせ

令和4年10月から初診時・再診時選定療養費
が変更となります。

選定療養費とは「初期の治療は地域の医院やかかりつけ医で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度です。
当院は400床の地域医療支援病院であり、紹介状なしで受診した患者さんから定額負担を徴収しなければなりません。

令和4年4月の診療報酬改定により、令和4年10月からの選定療養費が下記のとおり変更となりますのでお知らせ致します。

初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された場合

令和4年9月30日まで

5,500円(税込)



令和4年10月1日より

7,700円(税込)

再診時選定療養費

当院より他の病院・診療所等に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当院を受診された場合

令和4年9月30日まで

2,750円(税込)



令和4年10月1日より

3,300円(税込)

※受診の都度ご負担となります。

徴収の対象とならない場合

- ・救急車で来院し、緊急な診療を必要とした方
- ・国の公費負担医療制度の受給者の方 等

国立病院機構小倉医療センター

2022年3月作成